

給水装置工事の指定給水装置工事業者の事業の廃止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事業者から事業を廃止した旨届出があったので、千葉県企業局指定給水装置工事業者規程第4条第4号の規定により公示する。

公示日:令和7年4月23日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		廃止年月日
				名称	所在地	
第1958号	光陽 株式会社	千葉県佐倉市ユーカリが丘四丁目1番地1	山崎 正一	光陽 株式会社 本社	千葉県佐倉市ユーカリが丘四丁目1番地1	令和7年 2月 1日
第 114 号	株式会社 ウダガワ設備	市川市妙典3丁目7番18号	宇田川 勝彦	株式会社 ウダガワ設備	市川市妙典3丁目7番18号	令和7年 2月28日